

## 意見書

平成28年2月17日

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 御中

〒106-0032

港区六本木 1-7-27

全国郵便局長会 会長 大澤 誠

☎ 03-3505-4830

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集」に関し、以下のとおり意見を提出します。

郵便局長は、全国津々浦々の郵便局を通じた金融、物流サービスの提供はもとより、地域に密着し、地域のお役に立ち、地域の発展をめざして、日々、活動を展開しています。これは、地域の発展があってはじめて、郵政事業の発展があるという発想によるものであり、換言すれば、地域から愛される存在でありたいということでもあります。

さて、8年前の郵政民営化以降、地域の皆様から「郵便局は民営化によって使い勝手が悪くなった」との厳しい指摘を受け、今もってこれが続いております。現場では懸命な改善努力を継続しつつも、預入限度額などの上乗せ規制などについては現場の努力では如何ともし難く、地域の皆様にご不便をおかけしていることについて、たいへん悔しい思いをしております。当会としましては、郵政民営化は是が非でも成功させたいと固く誓うものの、このままでは、お客さまは不便を強いられたままで民営化のメリットを享受できません。このことについては、郵政民営化委員会が昨年7月に実施した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対しても同旨の意見を提出したところです。

したがいまして、今般、郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）の一部を改正する政令案についてパブリックコメントが実施されたことは、当会として大いに評価するところです。

つきましては、限度額引上げを4月から実施いただくほか、その額が十分ではないことから、早期に再見直しを実施いただきたくお願い致します。

なお、今回の郵政民営化委員会の所見では、限度額の見直しについて、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」、あるいは「通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する方法」が示され、その時期についても、「株式処分のタイミングに捉われることなく段階的に引き上げる」ことが明記されています。検討に当たっては、顧客利便性の観点からどういう方法が最適か早急に検討の上、実施いただきたい。